

# 沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金の融通に関する措置要綱

〔平成4年2月3日3食流第6099号  
農林水産事務次官依命通知〕

最終改正 平成28年3月24日27食産第5797号

## 第1 目的

本要綱は、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号。以下「法」という。)に基づき農林水産大臣の認定を受けた食品流通構造改善計画に従って行う食品生産製造等提携事業及び卸売市場機能高度化事業の実施に必要な資金を沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)から貸し付けることにより、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図り、あわせて一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興に資することを目的とする。

## 第2 貸付要件等

### 1 食品生産製造等提携事業

本要綱において食品生産製造等提携事業とは、法第4条第1項の規定による農林水産大臣の認定を受けた食品生産製造等提携事業に関する計画(以下1において「認定計画」という。)に従って実施する法第2条第2項の食品生産製造等提携事業であつて、(1)の食品生産製造提携事業及び(2)の食品生産販売提携事業とする。

#### (1) 食品生産製造提携事業

食品生産製造提携事業とは、食品製造業者等(アの(ア)のa及びbに掲げる者をいう。以下同じ。)と農林漁業者等(アの(イ)のaからcまでに掲げる者をいう。以下同じ。)とが、認定計画に従って実施する事業とする。

##### ア 貸付けの相手方

次に掲げる者で、認定計画に従って事業を実施するものとする。

###### (ア) 食品製造業者等

a 食品製造業者(食品の製造又は加工の事業を行う者をいい、中小企業者(株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第2条第3号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)に限るものとする。以下同じ。)

b 食品製造業者を直接若しくは間接の構成員とする事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、消費生活協同組合連合会、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会

###### (イ) 農林漁業者等

a 農林漁業者

b 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会

c a又はbに掲げる者がその資本金又は基本財産につき地方公共団体に係る

ものを除き原則としてその過半を出資又は拠出している法人( a 又は b に掲げる者がその資本金又は基本財産につき地方公共団体に係るものを含む全体の 3 分の 1 以上を占めるものに限る。) であって農林漁業の振興を図ることを目的とするもの

#### イ 貸付金の使途

認定計画に従って行う食品生産製造提携事業であって、下記(ア)及び(イ)の要件を満たすものを実施するために必要な下記(ウ)とする。

ただし、食品製造業者等が行うものにあっては、公庫が認定計画の共同申請者たる農林漁業者等と融資上の取引関係を有するなど、認定計画の対象となる食品の生産事情について特に詳細に審査し得る場合に限る。

(ア) 食品の生産の安定を図ることを目的として、農林水産物の生産から食品の製造又は加工に至る一連の流通行程の総合的な改善を図るために必要な事業であること。

(イ) 次の事項が認定計画に明記されており、かつ、確実に達成されると認められる事業であること。

- a 取引量が事業実施後 5 年以内に概ね 20 % 以上増加すること。
- b 食品製造業者等と農林漁業者等との取引関係が 5 年以上継続すること。
- c 消費者の食品に対する評価等の情報が食品製造業者等から的确に農林漁業者等に提供され、かつ、農林漁業者等が当該情報に基づき生産方法等の改善を行うこと。
- d 食品製造業者等と農林漁業者等との契約の期間、取引量及び取引価格又は価格の基準が明確であること。

(ウ) 下記の施設の改良、造成又は取得等

- a 農林水産物の生産に必要な施設の改良、造成又は取得
- b 農林水産物の生産に必要な共同利用施設の改良、造成又は取得
- c 農地所有適格法人への出資
- d 農林漁業に関連する事業を行う法人の設立のための出資であって、食品製造業者等と農林漁業者等とが共同して行うもの
- e 農林漁業者等が行う食品の製造又は加工に係る事業用資産の取得
- f a から e までに掲げる事項を行う場合に当該事項を効果的に実施するため必要かつ不可欠な施設の改良、造成又は取得

#### ウ 貸付条件

アの(ア)の食品製造業者等に貸し付けられるものにあっては償還期限が 10 年を超えるものに限り、アの(イ)の農林漁業者等に貸し付けられるものにあっては資本市場からの調達が困難なものに限るものとし、その詳細は公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。

#### エ 貸付手続

(ア) 借入希望者は、借入申込書及び認定計画申請書の写しを公庫に提出するものとする。

(イ) 公庫は、内容を審査の上、農林水産大臣の認定がなされたことを確認して貸

付けの諾否の決定を行い、借入申込者にその旨を通知するものとする。

## (2) 食品生産販売提携事業

食品生産販売提携事業とは、食品販売業者等（ア）の（ア）のa及びbに掲げる者をいう。以下同じ。）と農林漁業者等とが認定計画に従って実施する事業とする。

### ア 貸付けの相手方

次に掲げる者で、認定計画に従って事業を実施するものとする。

#### （ア）食品販売業者等

a 食品販売業者（中小企業者に限るものとする。以下同じ。）

b 食品販売業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、消費生活協同組合連合会、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会

#### （イ）農林漁業者等

##### イ 貸付金の使途

認定計画に従って行う食品生産販売提携事業であって、（ア）、（イ）及び（エ）の全ての要件を満たすものを実施するために必要な集出荷施設、処理加工施設、保管配達施設若しくは販売施設又は（ア）、（ウ）及び（エ）の全ての要件を満たすものを実施するために必要な情報処理施設の改良、造成若しくは取得とする。

ただし、食品販売業者等が行うものにあっては、公庫が認定計画の共同申請者たる農林漁業者等と融資上の取引関係を有するなど、認定計画の対象となる食品の生産事情について特に詳細に審査し得る場合に限る。

（ア）生鮮食品等（その食品（花きを含む。）に最適な温度管理を行った場合、常温倉庫で保管した場合等通常の管理に比べて品質保持期間が2倍以上となるものをいう。以下同じ。）の品質の管理を的確かつ効率的に行うことの目的として、生産から小売に至る一連の流通行程の総合的な改善を図るために必要な事業であること。ただし、本事業の対象とする生鮮食品等は主として卸売市場外において取り扱われているものに限る。

（イ）多温度帯流通等（生鮮食品等の品質管理を的確かつ効率的に行うため、生産者から消費者に提供されるまでの間を通じ、各品目ごとに固有に存在する最適な温度、湿度又は気体成分に合わせて多様な温度管理等の下で流通させることをいう。）に係る流通新技術（認定計画に係る農林水産大臣の認定前3年以内に実用化された技術をいう。）の導入を行うために必要な事業であること。

（ウ）生鮮食品等の取引等の情報システム化（これにより、リードタイムが従来に比べ10%以上短縮することが確実と認められるものに限る。）を行うために必要な事業であること。

（エ）次の事項が認定計画に明記されており、かつ、確実に達成されると認められる事業であること。

a 取引量が事業実施後5年以内に概ね20%以上増加すること又は取引額が

年間3,000万円以上となること。

- b 食品販売業者等と農林漁業者等との取引関係が5年以上継続すること。
  - c 消費者の生鮮食品等に対する評価等の情報が食品販売業者等から的确に農林漁業者等に提供され、かつ、農林漁業者等が当該情報に基づき生産方法等の改善を行うこと。
  - d 食品販売業者等と農林漁業者等との契約の期間、取引量及び取引価格又は価格の基準が明確であること。
  - e 当該食品生産販売提携事業が農林漁業の振興に資するものであること。
- ウ 貸付条件
- アの(ア)の食品販売業者等に貸し付けられるものにあっては償還期限が10年を超えるものに限り、アの(イ)の農林漁業者等に貸し付けられるものにあっては資本市場からの調達が困難なものに限るものとし、その詳細は公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。
- エ 貸付手続
- (ア) 借入希望者は、借入申込書及び認定計画申請書の写しを公庫に提出するものとする。
  - (イ) 公庫は、内容を審査の上、農林水産大臣の認定がなされたことを確認して貸付けの諾否の決定を行い、借入申込者にその旨を通知するものとする。

## 2 卸売市場機能高度化事業

本要綱において卸売市場機能高度化事業とは、法第4条第2項の規定による農林水産大臣の認定を受けた卸売市場機能高度化事業に関する計画（以下2において「認定計画」という。）に従って実施する法第2条第3項の卸売市場機能高度化事業とする。

ア 貸付けの相手方

次に掲げる者で、認定計画に従って事業を実施するものであって、中小企業者に限るものとする。

- (ア) 卸売市場（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第9号の中欄に規定する付設集団売場を含む。以下同じ。）の開設者であって地方公共団体以外のもの
- (イ) 卸売市場の卸売業者
- (ウ) 卸売市場の仲卸業者
- (エ) 卸売市場の仲卸業者の組織する事業協同組合及び事業協同小組合

イ 貸付金の使途

認定計画に従って行う卸売市場機能高度化事業を実施するために必要な次に掲げる事項とする。

- (ア) 品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・調製施設又は包装・こん包施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- (イ) 情報処理施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- (ウ) 卸売業者が他の卸売業者から、又は仲卸業者が他の仲卸業者から営業を譲り

受けることに伴う当該卸売業務又は仲卸業務に係る施設の取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得

(エ) 卸売市場の業者間（業者は、卸売業者及び仲卸業者に限る。）の資本提携による支配関係の構築のための出資

ウ 貸付条件

償還期限が10年を超えるものに限るものとし、その詳細は公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。

エ 貸付手続

(ア) 借入希望者は、借入申込書及び認定計画申請書の写しを公庫に提出するものとする。

(イ) 公庫は、内容を審査の上、農林水産大臣の認定がなされたことを確認して貸付けの諾否の決定を行い、借入申込者にその旨を通知するものとする。